

令和2年10月13日

関係者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う消防法令に関する届出について
(那覇市消防局からのお知らせ)

みだしのことにつきまして、防火管理者等の選任が必要な事業所（※開業及び契約で消防局の受理が必要な事業所）の届出行為について、各講習機関（日本防火・防災協会や那覇市消防局予防課）の講習会が通常通り実施できていない状況から、届出行為が行えないことが思慮されます。この間、防火管理者等の選任については、ご相談ください。ただし、各講習機関が、通常通り講習会を実施できる状況となる際には、早急に講習会を受講し、資格を取得したうえで正規の届出を行うようお願いいたします。

なお、上記の件について、ご質問等ございましたら、管轄の消防署所にお問い合わせください。